

Save the earth in かいせい 運営規約

第1条(会の目的)

地球温暖化の原因とされるCO2を自然の力を利用してより吸収してくれる仕組みを開成町で作出す活動を行うことを目的とする。

(他の地域との連携や協同作業も積極的に行い繋がりを広げていく)

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

Save the earth in かいせい

第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒258-0022 開成町牛島 160-2

(会計 同上)

第4条(メンバー)

一緒に地球を守りたいと思っている方を参加の条件とする。

第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

プロジェクトリーダー 1名

サブプロジェクトリーダー 1名

会計 1名

*団体の規模に応じて必要な役員が生じた場合はメンバーの同意を得て追加することができる。

第6条(役員の任期)

役員の任期は開始後3年とする。(ただし、継続せざるを得ない事案がある場合はその場限りではない)

第7条(プロジェクトリーダー)

プロジェクトリーダー(以下PJ)は会を代表し、円滑な運営に努める。サブプロジェクトリーダー(以下SPJ)はPJを補佐し、PJが欠員のときはPJの職務を遂行する。

第8条(運営)

PJを中心にどのような活動を行っていくかはプロジェクトメンバー(以下PM)や専門家の意見を集約して活動を決定していく。決して役員だけで決定してはいけない。

第9条(会費)

会費を年間1,000円とし、入会申し込み時に入会申込書と共に納めなければならない。
企業(法人様) 年10,000円

第10条(退会)

会員は、退会届をPJに提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

(1)本人が死亡したとき (2)会費を2年以上納入しないとき

第11条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

規約にない事象が発生した際は都度、話し合いで決定していく。